

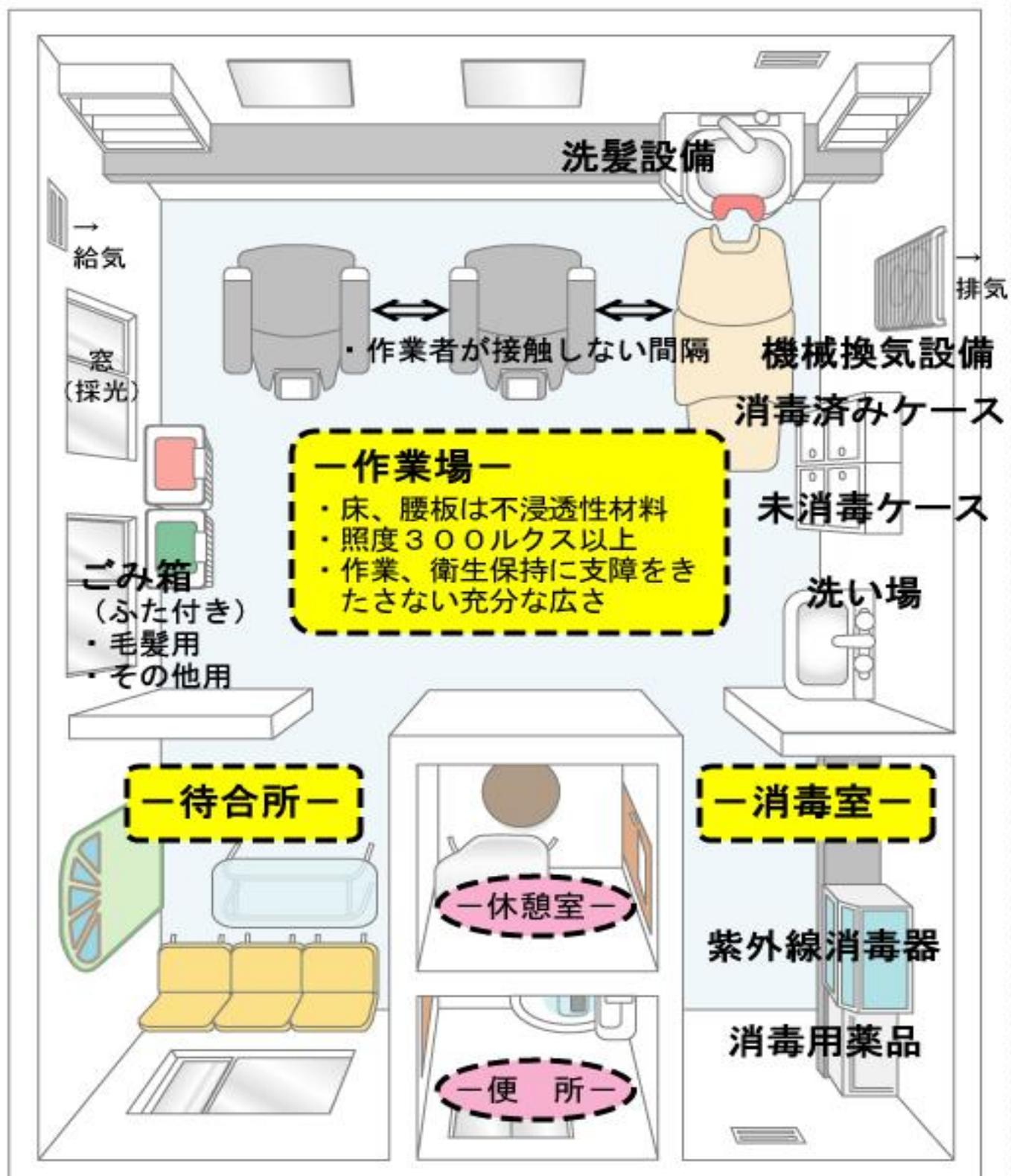
理容所の開設について



市立函館保健所

こんなお店がいいな！

外部と完全に区分





お店はどんな設備や構造にしたらいいの？

	法律等で定める基準	望ましい構造設備
理容師	◇理容師の免許を受けた者でなければ、理容を業としてはならない (法6)	
施設の面積	◇作業場 理容用椅子1台のとき、9.9㎡以上 1台増すごとに3.3㎡ずつ加算する (市条例4)	◇作業場は、作業および衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを確保する
施設全般	◇待合所は作業場と区分する (市条例4) ◇換気を十分にする (法12) (炭酸ガス 5000ppm以下) (規則27)	◇施設は、隔壁等により外部と完全に区分する ◇作業場および客の待合所を設ける ◇作業場は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分する ◇待合所は作業場と明確に区分する ◇従業員の更衣等を行う休憩室を設ける ◇換気設備を設ける 炭酸ガス 1000ppm以下 一酸化炭素 10ppm以下 が望ましい
作業場	◇床および腰板は、コンクリート、タイル、リノリュームまたは板等不浸透性材料を使用する (規則26) ◇採光、照明を十分にする (法12) ◇作業面の照度を100ルクス以上とする (規則27) ◇ふた付の汚物箱および毛髪箱を備える (規則26) ◇消毒設備を設ける (法12)	◇換気には機械設備を設ける ◇作業場の床および腰板は、清掃が容易に行える構造とする ◇作業面の照度を300ルクス以上とすることが望ましい ◇従業者専用の手洗い設備を設ける ◇消毒室を設ける ◇器具類、布片類およびタオル等を消毒する設備または器材を備える ◇器具類および布片類は、十分な量を備える ◇器具類を、消毒済みのものと未消毒のものを区別するために必要な収納ケースを備える ◇消毒を完全に行うための紫外線消毒、薬液消毒盤等を備える
洗い場	◇洗い場は、流水措置とする (規則25) ◇洗髪および洗顔のための洗い場ならびに手指、器具等の洗浄のための洗い場を適当数設けること (市条例4)	◇給湯設備を設ける
便所		◇便所は隔壁によって作業場と区分し、専用の手洗い設備を設ける

※理容師は理容所以外の場所において理容の業をしてはならない(法6の2)

望ましい構造設備は、「理容所および美容所における衛生管理要領」(厚生労働省通知)に基づいています。

理容所開設について

開設に必要なもの

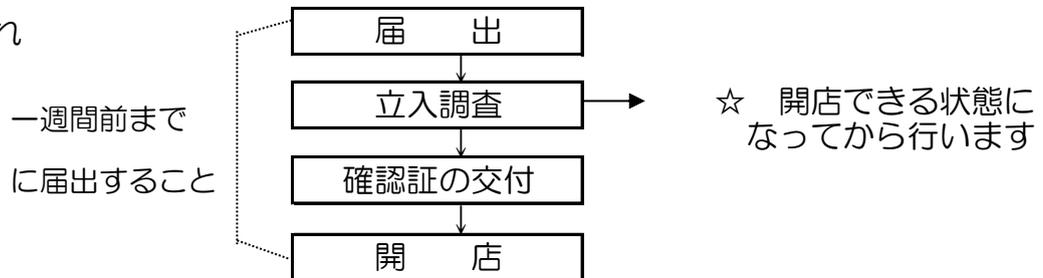
- 1 理容所開設届出書
- 2 検査手数料 16,000円
- 3 添付書類



店舗に関するもの	従業員に関するもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 構造および設備の概要書 ● 平面図（寸法記入） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 理容師免許証の写し ● 理容師の結核、皮膚疾患その他伝染性疾病に関する医師の診断書

- 理容師が2人以上の場合は管理理容師修了証の写し
(管理理容師は他の理容所との兼務はできません)
- 開設者が法人の場合は登記簿謄本の写し

開設までの流れ



建築物の用途制限（都市建設部建築行政課）

事前に使用する建物の用途が、地域の建築物制限に適合しているか確認してください。確認証を取得されても営業できない場合があります。

面積基準表

施術用椅子台数		施術室面積	
1	台	9.9	m ²
2	台	13.2	m ²
3	台	16.5	m ²
4	台	19.8	m ²
5	台	23.1	m ²
6	台	26.4	m ²

計算式

$$9.9\text{m}^2 + 3.3\text{m}^2 \times (\text{台数} - 1)$$

1台目については9.9m²
1台増すごとに3.3m²を加算する

備考

- 待合所は作業場と区分して設ける
- 待合所・トイレ・休憩室は施術室面積に含まれません
- 計測は内寸（壁の内側）で行います

この届出は、施設が衛生上必要な措置を講ずるのに適するかの確認を受けるための届出です

開設届出(新築・既存建物の改造)を
予定されている方へ

理容師法, 美容師法およびクリーニング業法に基づく開設届出を予定されている方は
使用する建物の用途が, その地域の建築物の制限に適合しているか, 事前に確認する
必要があります。

場合によっては, 上記の確認証を取得されても, 建物の使用を制限され営業できない
場合がありますので, ご注意ください。

主な制限等	問い合わせ先
用途地域(建ぺい率・容積率) および地区計画等の確認	都市建設部 都市計画課 TEL 21-3362
建物に関する制限等	都市建設部 建築行政課 指導担当 TEL 21-3394
市街化調整区域内での規制 および開発行為制限等	都市建設部 都市整備課 開発指導担当 TEL 21-3395

器具の消毒方法

(省令第25条第1号)

1～3のいずれかの消毒を行うこと

カミソリおよびカミソリ以外の器具で血液の付着しているもの、またはその疑いのあるもの

1 煮沸消毒器による消毒

煮沸してから2分間以上煮沸します

2 エタノールによる消毒

76.9%～81.4%エタノール液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸します

3 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間浸します

(省令第25条第2号)

1～7のいずれかの消毒を行うこと

カミソリ以外の器具で血液が付着している疑いのないもの

1 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯により20分間以上照射します

2 蒸し器などによる蒸気消毒

80℃をこえる蒸気に10分間以上触れさせます

3 エタノールによる消毒

76.9%～81.4%エタノール液（消毒用エタノール）を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面をふきます

4 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム液中に10分間以上浸します

5 逆性石ケン液による消毒

0.1%～0.2%逆性石ケン液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム）中に10分間以上浸します。

6 グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸します

7 両性界面活性剤による消毒

0.1%～0.2%両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に10分間以上浸します

※消毒液は、医薬品に限ります。

作業するときの注意は？



- 身体，服装は常に清潔にしましょう。
(市条例3)
- 必ず清潔な作業衣を着用しましょう。
(衛)

- 皮ふに接する布および器具は，未消毒の物と消毒済みの物とに区別しておきましょう。
(衛)
- 客1人ごとに，作業前に必ず手を洗いましょう。(必要に応じ消毒もしましょう。)
(市条例3)

- 化粧品，薬物，器具類は，衛生上有害でないことを確認した後で使いましょう。
(市条例3)

- 皮ふに接する器具類は清潔に保ち，客1人ごとに洗浄し，消毒しましょう。
(法9)
- 皮ふに接する布は清潔なものを使い，客1人ごとに，取り替えましょう。
(法9)

- 床に落ちた毛髪は客1人ごとに掃除し，ふた付きのごみ箱に入れましょう。(衛)
- 作業場内には，作業や衛生の保持に支障のある不必要なものは置かないようにしましょう。(衛)
- 理容所内の設備は定期的に消毒しましょう。(衛)

(注)衛＝理容所および美容所における衛生管理要領



次の場合は、すみやかに 保健所へ届け出ましょう

事 項	届 出 書 類
新たにお店を開設または増築、改築により大幅に変更したとき	開設届とその添付書類 有料
お店の構造設備を変更したとき	変更届とその添付書類
理容師や従業者の変更があったとき	
管理理容師を設置または変更したとき	
開設者または管理理容師の氏名、住所を変更したとき (法人の場合は、法人の名称、所在地、代表者の氏名を変更したとき)	
営業を廃止したとき	廃止届と確認証
開設の死亡により、お店を相続したとき	承継届とその添付書類

※上記のいずれの場合も届出用紙等は保健所にありますので、ご連絡ください。

*免許証または免許証明書について、本籍または氏名を変更した場合や紛失した場合等の手続きは、厚生労働大臣の指定登録機関で行うことになります。
次の連絡先までお問い合わせください。

札幌市中央区北4条西12丁目 労働福祉会館内3階
(公財)理容師美容師試験研修センター北海道ブロック事務所
TEL 011-261-2088

〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号
(総合保健センター3階)
市立函館保健所生活衛生課環境衛生担当
TEL 0138-32-1521 FAX 0138-32-1505